

役員等の費用の弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本善寺香遠会（以下「法人」という。）定款第21条 役員等の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規程の役員等の範囲は定款第2章及び第4章に規程する、次に掲げるものをいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員
- 四 評議員選任・解任委員

(報酬)

第3条 この法人の役員報酬は、1会議毎ごとに一人1,030円とする。

ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(役員会議等旅費)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、評議員会、監事による監査を実施した場合の旅費は、別表のとおりとする。

- 2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

付 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

第4条関係 旅費 会議等開催が1会議につき2.5Km以内は1,000円、それ以上は500円をプラスとする。

ただし、同一の日時に開催した会議等（評議員会後の理事会等）については1回として支給する。